

2011年5月10日

福島第一原発被曝動物対応専門家会議

日米専門家会議に提言を受けて、  
日本委員からの意見

東日本大震災の被災者の方々に、心よりお見舞い申し上げます。

われわれ日米福島原発被曝動物専門家会議に参画した日本側委員は、提言の中身のうち速やかに取り組んでいただきたい点に焦点を当てた要約を作成いたしました。関係各位におかれましては、世界が注目していることに鑑み迅速な対応を要望いたします。

配布資料

1. 専門家会議提言要約および意見

本件に関する問い合わせ先

ふくしまワイルドライフ市民&科学者フォーラム・溝口洋子； 0243- 48- 4223

日本動物高度医療センター：夏堀雅宏； 044- 850- 1280

NRDAアジア：植松一良； 080-3574-2510

福島県原子力発電所の事故における動物への対応について  
専門家会議提言 要約および意見  
2011年5月10日

2011年5月2-3日に日米の専門家会議が開催された結果、専門家会議は、福島第一原子力発電所災害に関連する動物の諸問題について以下のように提言する。

現在特定されている規制区域内の動物（伴侶動物、産業動物および野生動物にあつては福島県内全域）に対し、直ちに必要な処置を講ずるために最大限の努力を払うべきである。

動物の救護に関わるグループ全体で必要な調整と効果的な連携・協力関係を構築した上で、人の安全を最優先として放射線防護についての十分な知識、能力および必要な訓練を受け、線量計を含む必要な装備をした専門チームによる最短期間で最大数の動物を救助するための方策を講ずることが必要不可欠である。

今回の原子炉災害に起因した動物の救護活動はこれから継続する長期的活動の第一歩に過ぎず、今後さらに環境に対する監視と必要な調査プログラムの遂行と継続が勧められる。この情報は、今回の特定災害へ対処するためだけではなく、世界各国で同様な災害に対処するためのプログラムや計画を立案する上でも、計り知れないほど貴重なものとなる。当会議は関係者である日本国政府および各県がこれら提言を即時実行するために直ちに検討されることを心から希望する。

#### 伴侶動物（ペット）

被災者がその伴侶動物に再会できるためのあらゆる努力を払う。このため可能な限り動物保護施設が飼い主の避難所に隣接して設置されるよう、共同避難所の確保に努める。さらに迷子動物や置き去りにされた動物を、もともと生活していた地域に近い保護施設に収容することで、速やかに元の飼い主に返すための支援を行う。一方で、いかなる状況下であっても、伴侶動物を国外へ輸出することを当専門家会議は支持しない。

規制区域からの伴侶動物の移動に関して当専門家会議は4つの重要なポイント、即ち、**救助**（規制区域から動物を首尾よく捕獲し、規制区域外の他の場所へ移動すること）、**除染**（スクリーニングと動物の状態評価、および除染作業）、**輸送**（動物を規制区域から臨時収容施設／除染場所への移動すること）、および**保護施設（シェルター）への収容**（施設の確保と適切な運用等）について、それぞれの工程で担当できるチームを編成し、効率の良い救援体制を整備し、必要に応じモデルとなる海外の救援チームの派遣も視野におき、それを実行する。

#### 家畜

農林水産省による家畜に関するフローチャート（2011年4月22日）を再検討した結果、当専門家会議はこれに賛同する。さらに、規制区域で現在進行中の動物体表面の放射線測定を促進させ、**生存能力のある動物を被災地域から迅速に移動することを確実にする。**

1. 20キロ圏内の家畜を救助し、移動する、または人道的に安楽死させる必要がある。
2. 計画的避難区域の家畜を農林水産省の手順に従って放射線測定し、避難させるべきである。
3. 人が避難する前に家畜の避難を完了させるべきである。
4. 全ての動物個体を放射線測定する必要はない場合がある。管理場所ごとに代表的な1頭を測定すれば十分な場合がある。
5. 安楽死は国際獣疫局の安楽死ガイドラインに従うべきである。
6. 日本政府は規制区域から移動する動物の放射線測定、並びに移動の推進を確実にするための十分な人材を動員するべきである。
7. 移動のプロセスを迅速化するため、個人用保護具および放射線測定器の使用についての訓練を追加の人材に対して行う。
8. 日本政府は迅速な動物の移動のために十分な移動用車両が利用できることを確実にする。
9. 当専門家会議は農林水産省の安全飼料給与手順を支持する。
10. 価値の高い優良品種の長期的なモニタリングを行うことを提言する。

## 野生動物

野生動物の救護および短期・長期モニタリングについて、福島鳥獣保護センター(FWRC)を中心として、**現在制限されている区域の圏外を含む短期的および長期的で広域なモニタリングのための試料採取を速やかに開始する。**

**短期的モニタリング**では、動物の放射線物質による汚染の程度を測定すること。必要な除染は動物種を考慮した適切な方法で行う。さらに洗浄後の適切な期間は放射性物質で汚染されていない食物を給与するし、必要に応じ汚染された動物は汚染されていない動物から隔離することも考慮する。

日本政府がフィールドワーカー並びに放射線専門家による野生生物の**短期的および長期的なモニタリングを支援することが必要である。**

野生動物の健康あるいは生物多様性に及ぼす影響を長期的に監視するための方法を標準化するためのガイドラインを早急に策定することを要望する。

これら短期的および長期的なモニタリング戦略に関し、福島県という一地域、あるいは日本だけの問題ではなく、世界規模の問題であり、その結果の取りまとめと情報の国際的な共有は日本政府の使命である。

絶滅危惧種を含む多様な生態系を構築する陸水圏の様々な動物種に対する**短期・長期的な国際的アプローチが必要である。**